

平成29年度入湯税の使途状況について

入湯税は地方税法第701条により次のような費用に充当されます。

1. 環境衛生施設の整備
2. 鉱泉源の保護管理施設の整備
3. 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
4. 観光の振興、観光施設の整備

【地方税法第701条】

鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

○入湯税 決算額 82,040千円

(単位：千円)

区 分	決算額	左 の 財 源 内 訳				入湯税 充当額
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
環 境 衛 生 施 設 の 整 備	243,631	564		1,451	241,616	25,475
鉱 泉 源 の 保 護 管 理 施 設 の 整 備	2,500				2,500	428
消 防 施 設 等 の 整 備	13,458				13,458	2,304
観 光 の 振 興 、 観 光 施 設 の 整 備	186,914		15,300	22,231	149,383	53,833
合 計	446,503	564	15,300	23,682	406,957	82,040